

参考資料

# 原子力防災対策について

令和4年11月  
内閣府（原子力防災担当）

# 1.内閣府（原子力防災担当）の役割

内閣府（原子力防災担当）の役割は、平時から緊急時まで一貫して  
**オフサイトの原子力災害対策**に対応すること

## 内閣府（原子力防災担当）

- オフサイトにおける**住民避難**等の防護措置を担当。
- 防護措置の実施は、警察・消防等の実動組織を含む国・自治体職員、民間事業者などの**対応要員**が担う。

※防護措置の基本的考え方等は、原子力規制委員会が策定する「原子力災害対策指針」に基づく

## 原子力規制委員会

- 環境省の独立性の高い三条委員会として、科学的・技術的見地から、主に原子力発電所等（**オンサイト**）の**安全規制**を担当。

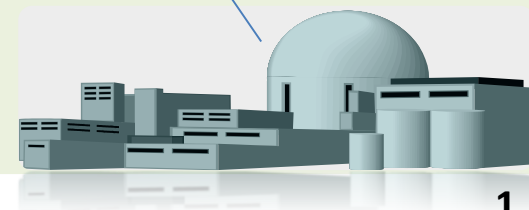
※オフサイトのモニタリング（放射線測定等）は原子力規制委員会が実施

- 原子力発電所内の事故対応は、主に**電力事業者等**が担う。

※施設ごとに「原子力災害対策重点区域」を設定

原子力発電所敷地外（オフサイト）

原子力発電所敷地内（オンサイト）



# 2.これまでの進展

- 2011年 3月 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故 (改善例)
- 2012年 9月 ● 原子力規制委員会の発足
- 10月 ● 原子力災害対策指針・原子力災害対策マニュアルの制定
- 2013年 9月 ● 地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム設置
- 10月 ● 原子力総合防災訓練の再開 (複合災害を想定するなど全面的に見直し)
- 2014年 10月 ● 内閣府政策統括官 (原子力防災担当) の発足
- 2015年 3月 ● 地域原子力防災協議会の設置 (ワーキングチームの体制見直し・強化)

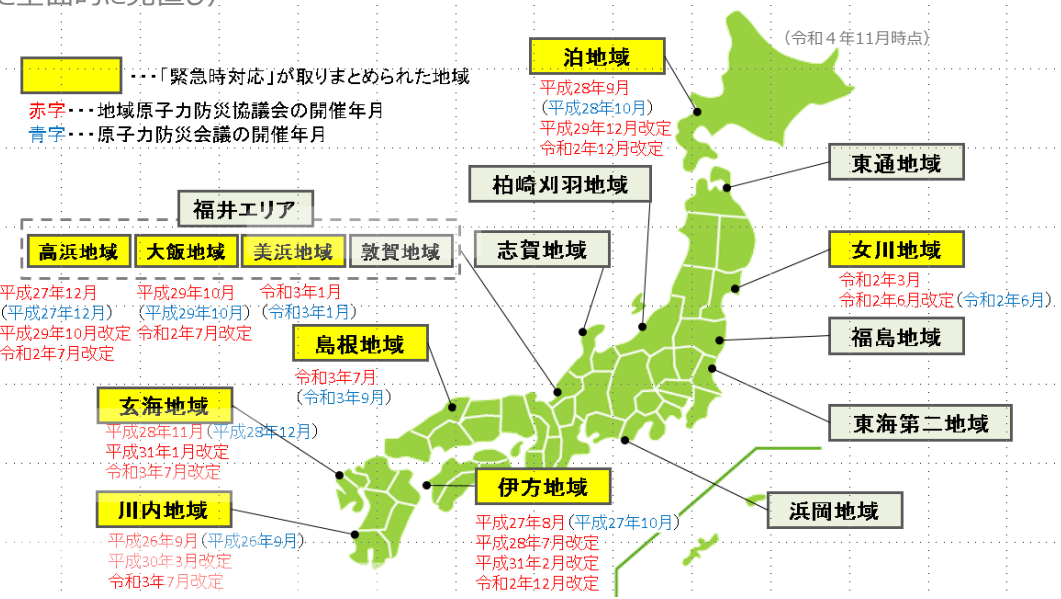
- 原子力災害対策重点区域はEPZ (10km圏内) から、PAZ (0~5km圏内) ・UPZ (5~30 km圏内)に見直し、PAZは放出前避難、UPZは屋内退避し、放出後はモニタリング結果により一時移転等の防護措置を実施
- 要配慮者への配慮 (早期避難と屋内退避)

EPZ : Emergency Planning Zone (緊急時計画区域)  
 PAZ : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)  
 UPZ : Urgent Protective action planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)

## 「緊急時対応」の取りまとめ状況

「緊急時対応」策定が進展 (取組例)

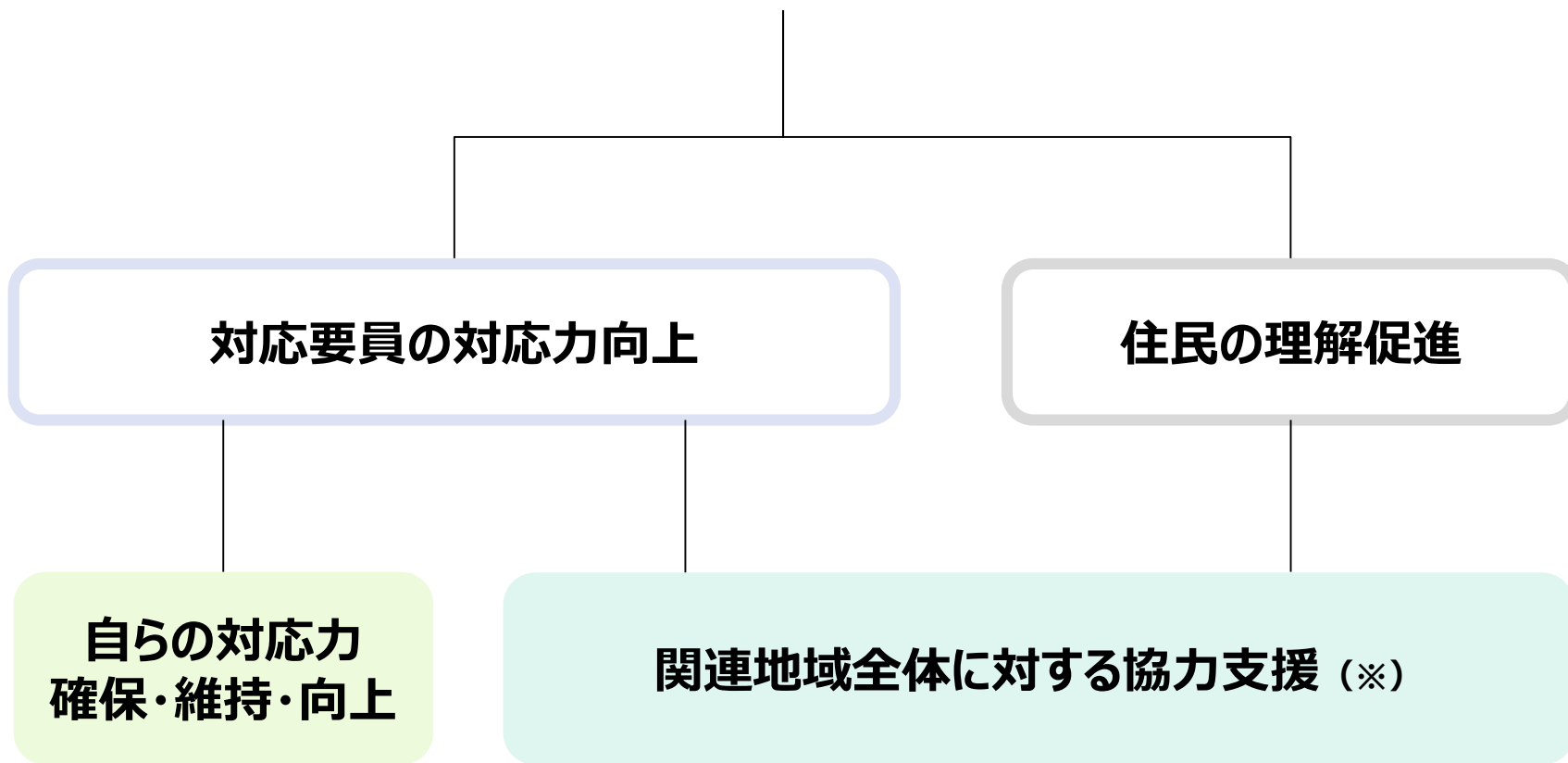
- 研修事業の構築開始と訓練・研修の充実・強化
- 内原防の体制強化
- 原子力災害時の避難の円滑化 (モデル事業の実施等)
- 安定ヨウ素剤の事前配布の推進 (配布方法の改善)
- 感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方等の公表



東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、これまで制度整備 (法令、マニュアル等)、地域防災計画・避難計画を含む「緊急時対応」の策定・改定に取り組んできた。

原子力災害対応の**実効性向上**に取り組むことが重要

## 原子力災害対応の実効性向上



(※) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援と「緊急時対応」の継続的な改善・見直しは必要条件（前提）

# 3.原子力災害対応の実効性向上に向けた取組の重点化

## 対応要員の 対応力向上

自らの対応力  
確保・維持・向上

### → 対応力の強化

- **ブラインド訓練**や**意思決定に係る机上訓練**などの取組を**充実・強化**
- その他、引き続き、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、関係自治体、電力事業者等が合同で実施する**原子力総合防災訓練**、関係自治体主催の防災訓練等の訓練や各種の研修に参画・受講

### → 関係自治体要員・防災業務関係者の研修・訓練の拡充・強化

### → その他、関連地域全体に対する協力支援

- **地域防災計画・避難計画の具体化・充実化**を推進
  - ・ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、**東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓**を踏まえ、**新型コロナウイルス感染症への対応**を含めて、関係自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進
  - ・ 全体として具体化・充実化が図られた地域については、同協議会で地域の「緊急時対応」について確認し、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）に報告、了承を得る

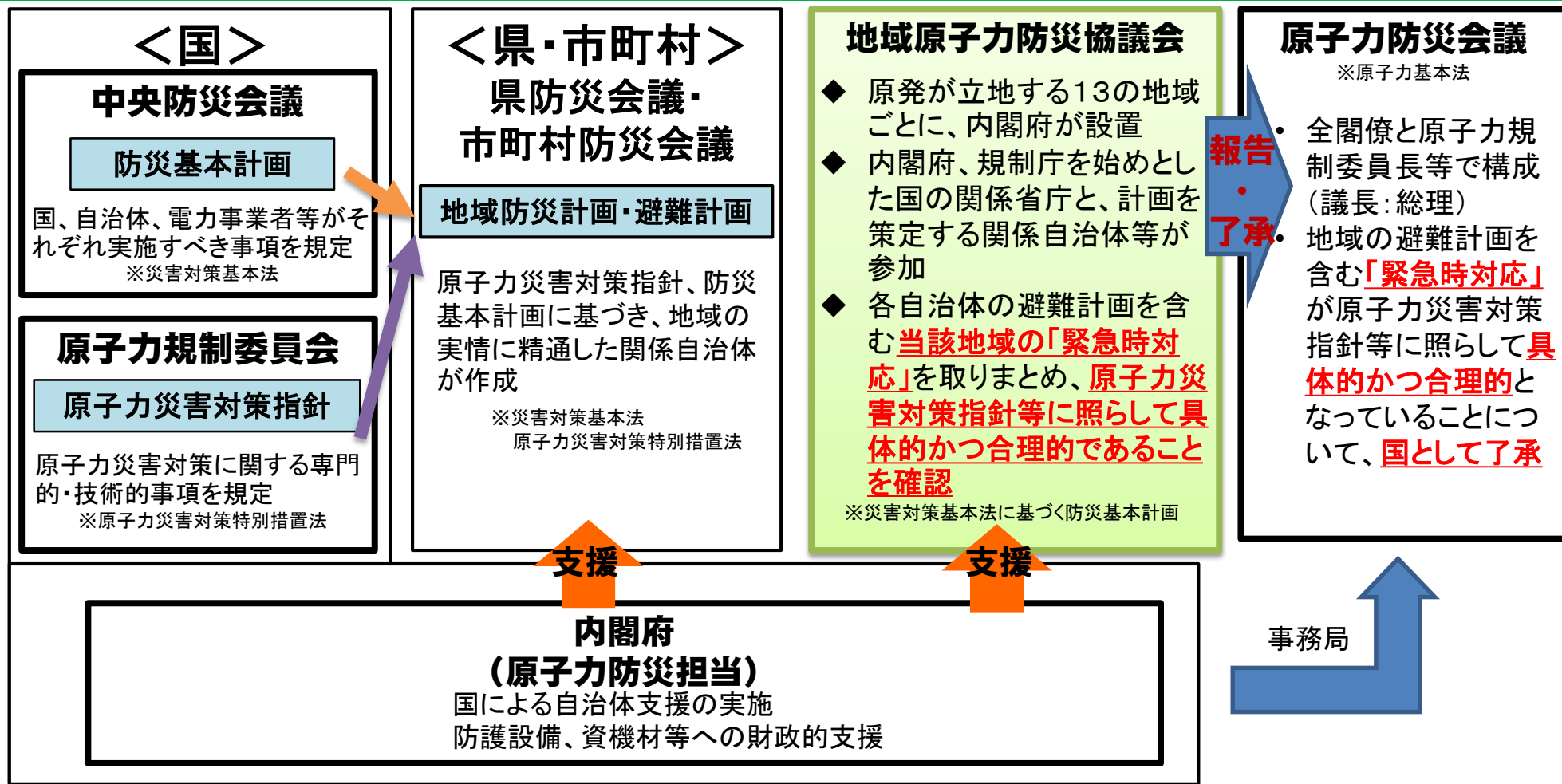
## 住民の 理解促進

関連地域全体に  
対する協力支援

### → 住民への情報伝達手段の多様化・高度化

- 関係自治体における住民への**情報伝達手段の多様化・高度化**
- 「住民の理解促進」に資する**調査研究**及び**知見の収集・整理**

# 5.地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



- <国による自治体支援の具体的内容>**
- 計画**策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
  - 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
  - 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
  - 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、**訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

# 6.計画策定に際しての主な共通課題

## 1. 要配慮者の安全な避難

- ◆避難の実施に時間がかかり、特別の移動手段や避難先が必要となる要配慮者（病院の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の傷病者など）の安全な避難の確保が課題。特に、即時避難が求められる5km圏内については、地域毎に具体的対策の立案が急務。
- ◆要配慮者施設の放射線防護対策工事は対応策の中核。移動手段としての福祉車両確保も重要。

## 2. 移動手段（バス）の確保

- ◆地域のバス会社の応援を得る等により、避難の足となる車両の確保が急務。

## 3. 複合災害時の避難

- ◆地震、津波、大雪、大雨時における避難所、避難用車両、避難経路の確保が課題。

## 4. 安定ヨウ素剤の事前配布

- ◆5km圏住民に事前配布するとされている安定ヨウ素剤について、配布率のさらなる向上と、配布に伴い自治体が負う実務のさらなる軽減。
- ◆概ね5～30km圏内においても、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布により避難等が一層円滑になると想定される住民への適切な事前配布を推進。

## 5. 避難受入れ自治体による「受入れ体制」の整備

- ◆30km圏外にある避難受入れ側自治体の体制整備についての指摘あり。連絡や避難所立ち上げ等の防災訓練の実施、自治体職員や住民への研修・広報が必要。

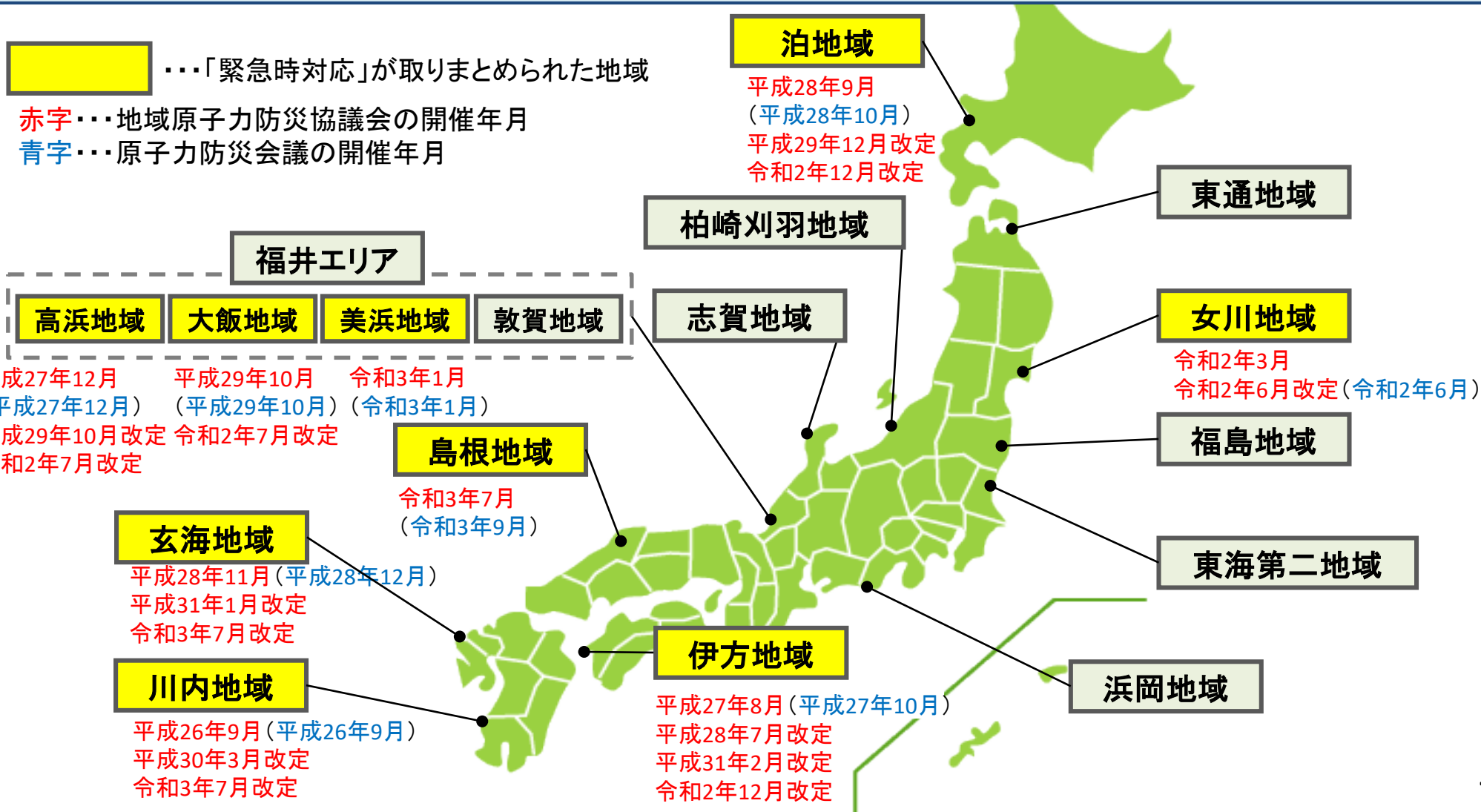
## 6. 避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の整備

- ◆避難住民を円滑に避難退域時検査等する体制の整備（資機材整備、要員確保、場所選定）が必要。

# 7.「緊急時対応」の取りまとめ状況

令和4年11月時点

- これまで、各地域ごとに設置された地域原子力防災協議会において、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域、美浜地域、島根地域の「緊急時対応」を取りまとめた（9地域）。今後も、各地域の訓練結果から教訓事項を抽出し、「緊急時対応」のさらなる充実・強化に取り組む。
- 他の地域についても今後さらに自治体との連携を強化し、「緊急時対応」の取りまとめに向け、検討を進めていく。





# 8. 平時・緊急時における原子力防災体制

## 原子力防災会議

(原子力基本法 第三条の三)

※常設

平時

- 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時の総合調整
- 事故後の長期にわたる取組の総合調整

### 【会議の構成】

議長： 内閣総理大臣

副議長： 内閣官房長官、環境大臣、  
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、  
原子力規制委員会委員長 等

議員： 全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

### 【事務局体制】

事務局長：環境大臣

事務局次長： 内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
水・大気環境局長

## 原子力災害対策本部

(原子力災害対策特別措置法 第十六条)

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

緊急時

- 原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策・原子力災害事後対策の総合調整

### 【会議の構成】

本部長： 内閣総理大臣

副本部長： 内閣官房長官、環境大臣、  
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、  
原子力規制委員会委員長 等

本部員： 全ての国務大臣、内閣危機管理監

その他内閣総理大臣が任命する者：内閣府副大臣・政務官等

### 【事務局体制】

事務局長： 内閣府政策統括官 (原子力防災担当)

事務局長代理：原子力規制庁長官、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)

事務局次長： 内閣官房危機管理審議官、内閣府大臣官房審議官(防災担当)

(注1) 原子力防災を担当する内閣府副大臣若しくは大臣政務官(環境副大臣・政務官が併任)が現地対策本部長となる。

(注2) 必要に応じ原子力防災担当以外の環境副大臣・政務官も任命

# 【参考】原子力緊急事態時の危機管理体制

## 【中央】

国の職員の主な拠点は、

**官邸チーム** (官邸との調整)

**ERCチーム** (情報集約・状況判断)

**OFCチーム** (自治体との調整)

**原子力被災者生活支援チーム**

(避難住民の生活支援等)

ERC : Emergency Response

Center (緊急時対応センター)

OFC : Offsite Center (緊急事態応急

対策拠点施設)

### 「規制庁内ERC」

**原子力規制委員会**

専門的・技術的知見

**原子力災害対策本部**

本部長 : 内閣総理大臣  
 副本部長 : 官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣 (原子力防災)、規制委員会委員長 等  
 本部員 : 全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

**原災本部事務局 官邸チーム**

内閣府政策統括官 (事務局長)  
 内閣府・規制庁等主要職員 等

**原災本部事務局 ERCチーム**

規制庁次長  
 内閣府・規制庁等主要職員 等

**「原子力利用省庁執務室」**

**原子力被災者生活支援チーム**

事務局長 : 原子力利用省庁副大臣  
 事務局長補佐 : 原子力利用省庁審議官 (内閣府審議官と併任)

**原子力被災自治体支援チーム**

→ 指示・連絡

↔ 調整・連携

— 原子力統合防災ネットワーク

## 【現地】

### 「オンサイト対応」

**原子力事業所 災害対策 支援拠点**  
 (例. Jウイレッジ)  
 自衛隊等

**原子力施設 事態即応センター**  
 (原子力事業者本店)  
 規制庁職員

事業者の 監督・支援等

**原子力事業所**  
 (プラントの事故収束)

### 「オフサイト対応」

**現地対策本部**  
 (オフサイトセンター : OFC)

本部長 : 内閣府副大臣  
 内閣府大臣官房審議官等

**自治体**

**「合同対策協議会」**  
 住民の避難指示・支援等

**原子力発電所外**  
 (住民の防護)

# 9.令和4年度原子力総合防災訓練の概要

## 1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「美浜地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

## 2 実施時期

令和4年 11月上旬

## 3 訓練の対象となる原子力事業所

関西電力株式会社 美浜発電所

## 4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：福井県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、滋賀県、長浜市、高島市、岐阜県、揖斐川町 ほか

訓練対象事業者：関西電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

## 5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

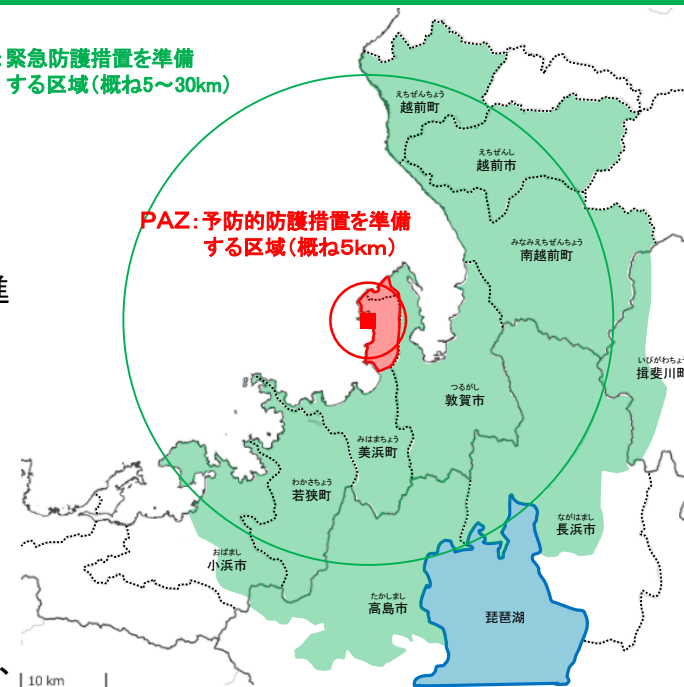
- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)県内外への住民避難、屋内退避等

## 6 特記事項

- ・実動組織等のあらゆる手段を用いた県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- ・作り込まれた事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求
- ・国家備蓄安定ヨウ素剤輸送等、新たな対応手順の確認

UPZ:緊急防護措置を準備する区域(概ね5~30km)

PAZ:予防的防護措置を準備する区域(概ね5km)



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)

「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.703032/135.964050>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

### <概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)

:Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市) 住民数: 848人

### <概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)

:Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町

福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町  
滋賀県:長浜市、高島市 岐阜県:揖斐川町

住民数:278,044人

人口:令和2年4月1日時点

# 10. 原子力災害時における実動組織の活動例

## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



# (参考)原子力防災対策の重点区域

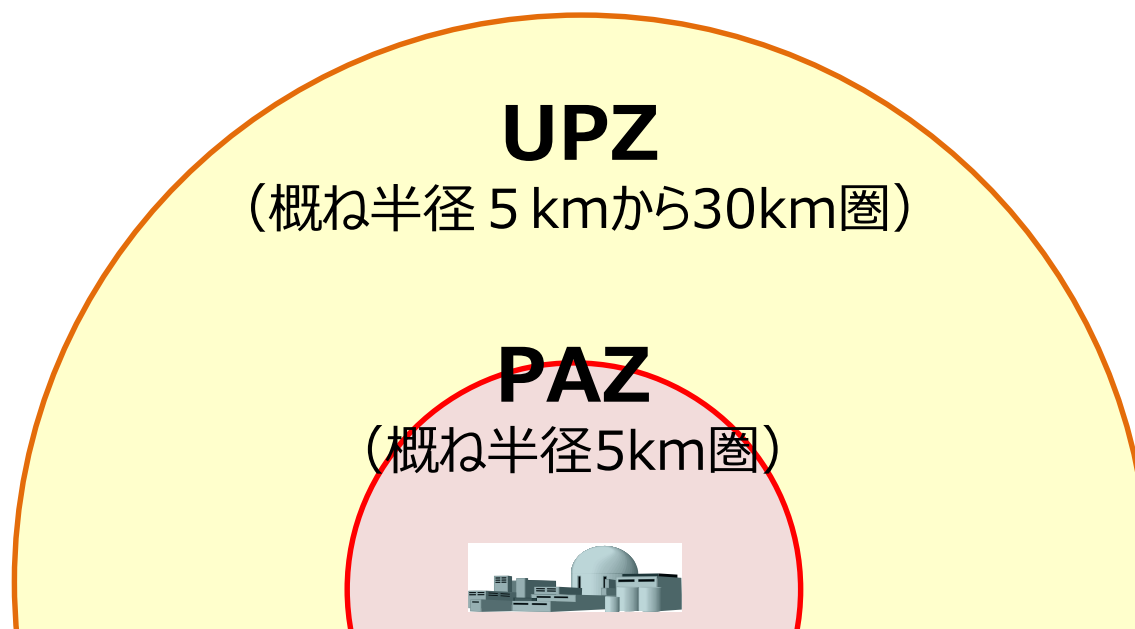
## ○PAZ : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)

原子力施設から概ね半径5 km圏内（発電用原子炉の場合）。  
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

## ○UPZ : Urgent Protective action planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)

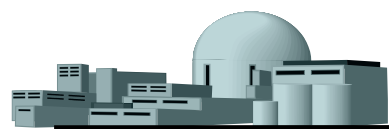
PAZの外側の概ね半径5 kmから30 km圏内（発電用原子炉の場合）。

- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。



# (参考)EALによる段階的避難／放出後のOILによる防護措置

- 原子力施設の状態等に基づく、三段階の緊急事態区分を導入。その区分を判断する基準（EAL：Emergency Action Level）を設定。
- EALに応じ、放射性物質の放出前に避難や屋内退避等を行う。
- 放射性物質放出後は、OIL（Operational Intervention Level）に応じ、UPZ内住民の一時移転等を実施。



PAZ  
(~5km)

UPZ  
(5~30km)

(30km~)

**EAL (AL)**

①警戒事態【警戒体制の構築（参集、情報収集、拠点間の連絡など）【要請】】

例) 大地震  
(所在市町村で震度6弱以上)

●事態の進展に備えた情報連絡体制の確立

例) 原子炉冷却材の漏えい

●PAZの要避難者の避難準備を開始

**EAL (SE)**

②施設敷地緊急事態（原災法10条）【防護措置の準備を開始【要請】】

例) 原子炉冷却材漏えい時における非常  
用炉心冷却装置による一部注水不能

●PAZの住民の避難準備を開始

●UPZの住民の屋内退避準備

●PAZの要避難者の避難や、避難により健康リスクが高まるおそれのある者の屋内退避を開始

**EAL (GE)**

③全面緊急事態（原災法15条）【防護措置を実施【指示】】

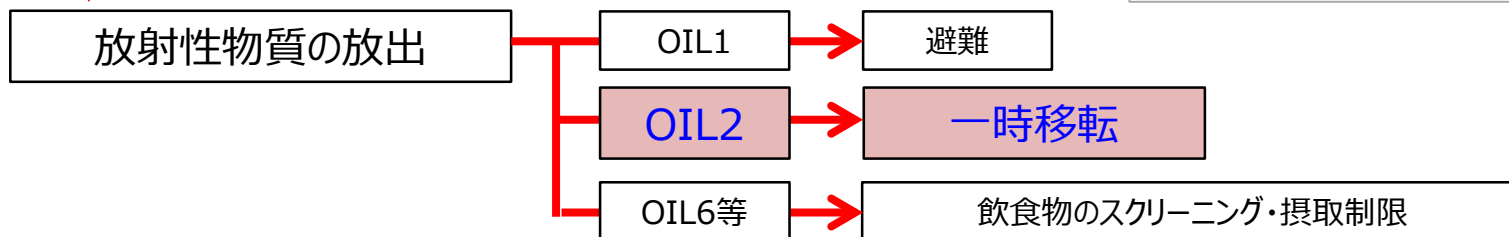
例) 原子炉冷却材漏えい時における  
非常用炉心冷却装置による注水不能

●PAZの住民の避難開始

●UPZの住民は屋内退避

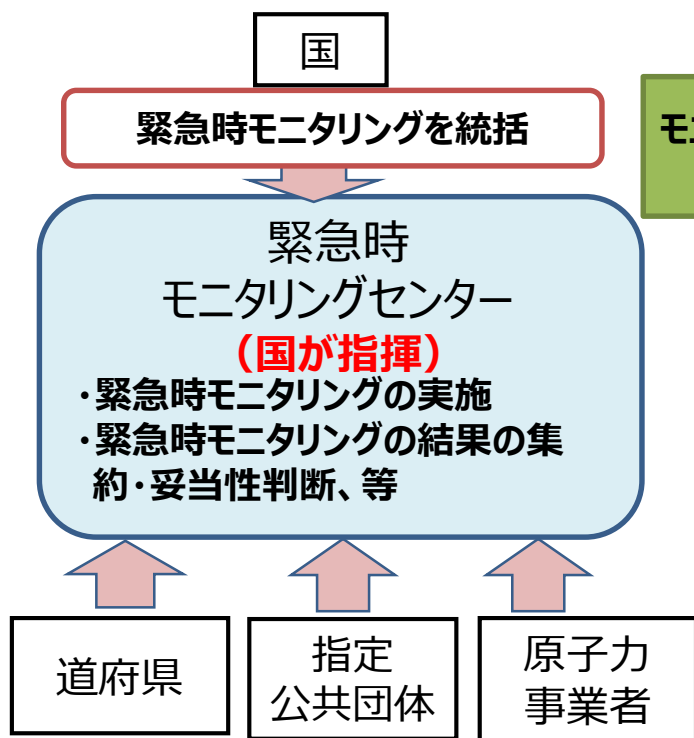
●PAZの住民は安定ヨウ素剤を服用

(注) AL(Aleat)：警戒事態  
SE(Site area Emergency)：施設敷地緊急事態  
GE(General Emergency)：全面緊急事態



# (参考)UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内においては住民の屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、当該区域は同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。
- 飲食物については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施。



種類	初期基準値	防護措置の概要
OIL1	500 $\mu$ Sv/h (マイクロシーベルト パーアワー)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
OIL2	20 $\mu$ Sv/h (マイクロシーベルト パーアワー)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (マイクロシーベルト パーアワー)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	核種ごとに基準を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

# (参考)屋内退避施設等の放射線防護対策工事のイメージ

## 非常用発電設備 燃料小出槽

商用電源が喪失した場合においても陽圧化装置等を稼働するための非常用発電設備。



要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対策は、施設の形態、規模等により異なるが、主な放射線防護対策工事の内容は図のとおり。

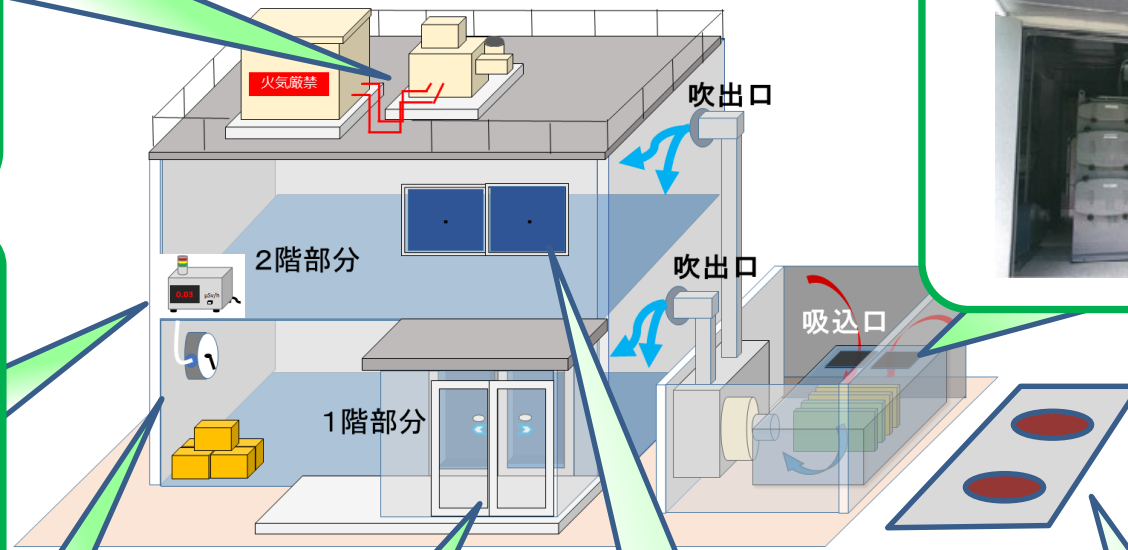
## 陽圧化装置

- ・プレフィルターで砂塵等を除去。
- ・メインフィルター（HEPA・活性炭）で放射性セシウムや放射性ヨウ素等を除去。
- ・上記処理後の清浄な空気を施設内に給気。



## エリアモニタ等

施設内のエリアモニタ等で空間線量の値を確認。



## 差圧計

屋内の空気圧を測定することにより、陽圧化装置の稼働状況を把握。



## 気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁及び窓枠等の補強。



## 地下燃料タンク

非常用発電機稼働用





# 11.令和5年度 概算要求の概要

## ○エネルギー対策特別会計

	令和4年度 予算額 (a)	令和5年度 概算要求額 (b)	対前年度比 (b) - (a)
電源開発促進勘定	1 2 3 億円	1 8 5 億円	+ 6 2 億円 (1 5 1 %)

# 12.令和5年度 概算要求、機構・定員における重点分野

## 原子力災害対応の実効性向上に向けた取組に重点化

### 対応要員の 対応力向上

自らの対応力  
確保・維持・向上

#### → 対応力の強化

- **ブラインド訓練や意思決定に係る机上訓練などの取組を充実・強化**
  - 原子力施設等防災対策等委託費（原子力防災研修事業等） 4.8億円（4.6億円）の内数  
《概算要求》

#### → 関係自治体要員・防災業務関係者の研修・訓練の拡充・強化

#### → その他、関連地域全体に対する協力支援

- 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓  
⇒ **新型コロナウイルス感染症への対応を含めて、関係自治体の取組を支援**
  - 緊急時連絡網整備事業／ 防災活動資機材等整備事業／  
緊急時対策調査・普及等事業／ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業／  
緊急時避難円滑化事業（モデル実証事業の効果検証を踏まえたもの）
    - 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 161億円（95億円）《概算要求》
    - 原子力施設等防災対策等委託費（原子力防災研修事業等） 4.8億円（4.6億円）の内数  
《概算要求》【再掲】
  - 地域横断的な課題への対応のために必要な職員を新たに確保 定員要求 《機構・定員》

### 住民の 理解促進

関連地域全体に  
対する協力支援

#### → 住民への情報伝達手段の多様化・高度化

- 関係自治体における住民への情報伝達手段の多様化・高度化
  - 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 161億円（95億円）の内数 《概算要求》【再掲】
- 「住民の理解促進」に資する調査研究及び知見の収集・整理
  - 原子力施設等防災対策等委託費（原子力防災研修事業等） 4.8億円（4.6億円）の内数  
《概算要求》【再掲】
  - 地域横断的な課題への対応のために必要な職員を新たに確保 定員要求 《機構・定員》【再掲】

# 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

令和5年度概算要求額  
エネルギー対策特別会計

161億円（95億円）

（うち重要政策推進枠 44億円）

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

## 事業の背景・内容

### ○事業の背景と必要性

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

### ○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の5事業により、立地道府県等（※）が行う原子力防災対策を支援します。

（※）原子力発電所については、概ね30km圏内の道府県

#### ① 緊急時連絡網整備事業

立地道府県等と国の機関並びに所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網の維持・管理に係る事業

#### ② 防災活動資機材等整備事業

緊急時における住民の安全を確保するための施設や、防災業務従事者の安全を確保するための物品の整備、原子力災害医療に用いる施設及び物品、原子力施設等の警備のための施設及び物品の整備に係る事業

#### ③ 緊急時対策調査・普及等事業

緊急時における住民の安全の確保に関する調査、知識の普及等に係る事業

#### ④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に係る整備・維持事業

#### ⑤ 緊急時避難円滑化事業

緊急時の避難円滑化に係る事業（避難時における避難経路の隘路対策（すれ違い待機所の設置等の局部的な改修等）、安全対策（法面改善等）、豪雪対策（融雪設備、誘導員配置等）、避難住民への情報提供（誘導標識の設置等）等、モデル実証事業の効果検証を踏まえたもの）

## 事業のスキーム

国

定額を交付

立地道府県等

## 具体的な成果イメージ

### 地域原子力防災協議会・作業部会

#### ① 緊急時連絡網整備事業



#### ② 防災活動資機材等整備事業



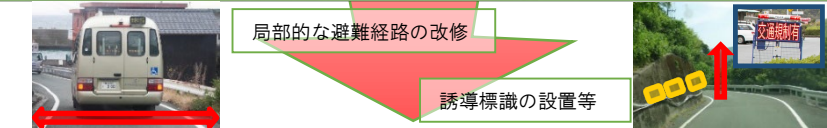
#### ③ 緊急時対策調査・普及等事業



#### ④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業



#### ⑤ 緊急時避難円滑化事業



## 原子力防災体制の充実・強化

# 原子力施設等防災対策等委託費

(原子力防災研修事業等、原子力防災体制等構築事業)

令和5年度概算要求額  
エネルギー対策特別会計  
4.8億円(4.6億円)

## 事業の背景・内容

### ○事業の背景・必要性

万が一の原子力災害時に備え、対応要員の対応力向上は喫緊の課題であり、国や地方自治体等の意思決定者や現場での住民誘導を行う職員、避難退域時検査要員等にとって、それぞれ必要となる防災スキルに関し、体系的かつ効果的に研修・訓練等を行う必要があります。

また、原子力防災に係る国内外の最新動向・知見を蓄積するとともに、適切な防護対策に資する調査研究を行う必要があります。

さらに、避難退域時検査の運用など、原子力防災体制の構築を一層進めていく必要があります。

### ○事業内容

#### <原子力防災研修事業等>

##### ① 原子力防災研修・訓練事業

対応要員の対応力向上のためのブラインド訓練や意思決定に係る机上訓練などの取組を充実・強化するとともに、万が一の原子力災害時において原子力災害対策重点区域内の屋外で作業することとなる防災業務関係者のための研修を行うことで原子力災害対応要員を体系的に育成します。

##### ② 原子力防災研究事業

原子力防災に係る国内外の最新動向の調査、放射線防護対策に係る調査研究等を実施します。また、これら調査研究の成果等を施策に取り込むとともに、国内外に発信することで、原子力防災体制の一層の強化を図ります。

##### ③ 原子力災害長期化対応事業

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害が長期化した際の対応にあたる「原子力被災者生活支援チーム」の要員を対象とした訓練内容の検討や運営補助、マニュアルの整備等を行います。

##### ④ 原子力災害対応に係る住民の理解促進事業

原子力災害時に取るべき行動について、全ての住民の理解促進を図られるよう、理解促進策の検証等に取り組めます。

#### <原子力防災体制等構築事業>

原子力災害時に行われる避難退域時検査等の資機材の標準化・相互融通等の検討や自治体の実施体制構築の支援、甲状腺被ばく線量モニタリングの運用方法の検討などを通し、原子力防災体制の充実・効率化を図ります。

## 事業のイメージ

### <原子力防災研修事業等>

#### ① 原子力防災研修・訓練事業



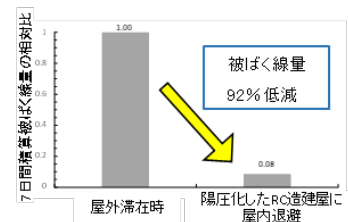
研修の様子



訓練の様子

#### ② 原子力防災研究事業

- 例)・IAEA等での国際基準の情報収集  
・デジタル導入/活用に係る調査研究  
・屋内退避の効果に係る調査研究

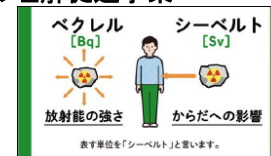


#### ③ 原子力災害長期化対応事業



原子力被災者生活支援チームによる机上訓練の様子

#### ④ 原子力災害対応に係る住民の理解促進事業



### <原子力防災体制等構築事業>

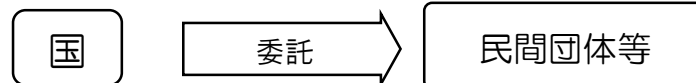
避難退域時検査等における資機材の展開・運用の手引き(R4作成)

資機材の標準化・相互融通の検討

自治体の実施体制の構築支援



## 事業のスキーム



# 「原子力災害時避難円滑化モデル実証事業」の 令和2年度新規事業について

## 本事業の趣旨

原子力緊急事態に備え、住民等の円滑な避難又は一時移転を確保するために、交通誘導対策等の強化や避難経路上の改善を行う等により、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に行うための取組み等について支援を行い、原子力防災対策の一層の充実・強化を図る。

## 交付先及び総事業費見込

本事業の令和2年度新規事業として、4県が行う4件の事業について採択を行った。

県名	事業の概要	総事業費見込(※)
宮城県	発電所近傍における避難円滑化対策	5.0億円
新潟県	豪雪地帯における避難円滑化対策	4.7億円
佐賀県	玄海地域における離島地域からの避難円滑化対策	4.8億円
長崎県	玄海地域における離島地域からの避難円滑化対策	1.3億円

※ 総事業費の見込は、本採択事業の令和2～4年度までの3年間の経費見込を合計したもの。  
次年度以降の経費については、当該年度の予算の範囲内で年度毎に交付決定を行う。  
なお、計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない。

# 新潟県の事業計画の概要

<b>新潟県</b>	<概要>豪雪地帯における避難円滑化対策 R2:2.0億円 R3:1.2億円 R4:1.6億円	
	事業区域	柏崎市
	実施個所・路線等	柏崎地域
	事業区域の概要及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏崎地域については、特別豪雪地帯に指定されており、降雪等による視界不良、路面凍結等、複合災害による夜間停電により、バス避難住民のバス避難一時集合場所への避難困難、もしくは避難の大幅な遅延が想定される。また地域情報集積地として位置付けられているコミュニティセンターでは、停電時における電力確保が課題となっている。</li> </ul>
	事業実施計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス避難一時集合場所等に照明や誘導案内板を設置するなど、交通誘導対策を実施する。</li> <li>・ コミュニティセンターにおける蓄電池及び可搬型LED照明について、実現可能性調査を行い、その結果に基づき、設計・設置する。</li> </ul>

